

【意見書】

消費者団体訴訟制度の実現を次期通常国会で

当NPO法人京都消費者契約ネットワークは、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じ消費者の権利擁護を目的とする、消費者・消費生活相談員・学者・司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

年々激増している消費者被害の予防・拡散防止をし、消費者が市場の監視者としての役割を果たすためには消費者団体訴訟制度の早期の実現が求められています。

本年になって国民生活審議会消費者政策部会に消費者団体訴訟制度検討委員会が設置され、同制度導入に向けた議論が行われ、本年12月までに報告書作成に向けた取りまとめが行われることとなっています。消費者団体においても、訴権の担い手となることを展望した検討と組織作りが行われ、消費者団体訴訟制度の実現に向けた準備をしています。私たちNPO法人京都消費者契約ネットワークでは、消費者団体訴訟制度の担い手になることをその目的の一つとしており、不当約款の使用等に対する警告活動や、実効性ある消費者団体訴訟制度の実現のために提言活動を行ってきました。

この消費者団体訴訟制度の実現は、その緊急性から、次期通常国会に法案を提出し、平成17年に制度が実現することをめざして検討が進められていると考えてきました。上記検討委員会において殊更に訴権の内容を差し止め請求権に限定して審議が為されたのも、制度の早期実現という目的を実現するためであったと認識しています。

上記検討委員会の検討も急ピッチで行われ、既に各界からのヒアリングを終了し、訴権の範囲、適格団体の要件、訴訟手続の在り方などについて議論され、消費者契約法の内容を中心に差し止め請求権を認めていこうとの一定の合意も形成されています。しかしながら、とりまとめの現段階になって、同検討委員会の意見交換のスケジュールが大幅に遅くなり、このままでは次期通常国会における法案提出が危ぶまれる懸念があります。

これからの消費者政策の方向性を提言した「21世紀型の消費者政策の在り方」においても「消費者被害の発生、拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である」として、消費者団体訴訟制度の早急な実現が提言されています。消費者契約法の内容を中心とした消費者団体訴訟制度の導入について、各界から明確な反対意見は表明されていません。2003年度に消費生活センターに寄せられた消費者相談は137万件を超えており、消費者団体訴訟制度の早期導入は緊急の課題となっています。消費者団体訴訟制度の実現はもはや待ったなしの状況にあると考えられ、次期通常国会における法案提出が是非とも必要です。

消費者団体訴訟制度検討委員会では、間もなく報告書作成に向けた取りまとめの議論がなされる予定ですが、上記のような早急な立法化の要請に応えるために、同制度を立法化するにふさわしい程度の具体性をもった取りまとめが早急になされるべきです。

また、国民生活審議会消費者政策部会及び内閣府においては、消費者団体訴訟制度の早期立法化のために、次期通常国会に法案が提出できることをめざして取り組むことを強く望むものです。

2004年10月25日

非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 長尾 治助

内閣府国民生活局長
田口義明 殿